

[事案 28-113] 慰謝料等請求

・平成 29 年 4 月 17 日 和解成立

<事案の概要>

身に覚えのない傷病記録によって特約の中途付加ができなかったことを理由に、慰謝料等の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 18 年 1 月に契約した医療終身保険について、以下の理由により、慰謝料および弁護士費用を支払ってほしい。

- (1)平成 20 年 6 月に検査目的で入院し、さらに同年 11 月に皮膚・皮下腫瘍摘出術等の施行を目的として入院したため、入院給付金を請求した。
- (2)上記請求書類の一つである入院状況報告書は、募集人の指示に従い「入院の原因となった傷病名」の欄を空欄のまま提出したが、保険会社側で当該欄に「大腸ガン」と記入された。
- (3)保険会社は、同記載に基づき、自分に大腸がんの傷病記録があるとして、特約の中途付加を平成 27 年 10 月に至るまで 2 回拒否した。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)入院状況報告書の「大腸ガン」の記入について、当社の関与は確認できない。
- (2)請求書類に空欄などの不備がある場合、通常、請求書類を返送し、再提出を求めている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、給付金請求時の状況を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、保険会社側で「大腸ガン」の記入がなされたとは認められないため、慰謝料および弁護士費用の支払いを認めることはできないが、申立人や申立人の関係者が「大腸ガン」と記入することも考え難いところ、紛争を早期解決させる観点から、本件は和解により解決を図ることが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。